

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
 有限会社 陽功建設
 47-009602 代表者 上原 啓功
 (土木A、建築B、管工事B、ほ装工事A、造園工事、水道施設工事、解体工事)
- 2 指名停止期間
 令和3年10月28日 ～ 令和3年12月27日 (2か月)
- 3 指名停止措置の範囲
 沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
 (有)陽功建設は北部土木事務所発注の「大保川改修工事(R2)」において、工期内に工事を完成することが出来ず、120日間の遅延が生じた。
 このことは、県と締結した契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。
- 5 指名停止措置理由
 本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第4号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
 別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内